

○中部地方整備局告示第八十三号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

中部地方整備局長 富田 英治

第1 起業者の名称 愛知県

第2 事業の種類 一般国道473号改築工事（岡崎額田バイパス・愛知県岡崎市本宿西1丁目地内から同市榎山町字広表地内まで）及び一般国道473号改築工事（額田インターアクセス道路・愛知県岡崎市榎山町字二又地内から同市榎山町字広表地内まで）

第3 起業地

1 一般国道473号改築工事（岡崎額田バイパス）

- (1) 収用の部分 愛知県岡崎市本宿西1丁目、本宿西2丁目、本宿町字城下、字森本及び字東片山、上衣文町字栃木田、字衣文、字宝辺野及び字松ノ木田、大幡町字中根、字一仏、字中屋及び字堀田、牧平町字コイサワ並びに榎山町字越沢、字広表及び字神馬口地内
- (2) 使用の部分 なし

2 一般国道473号改築工事（額田インターアクセス道路）

- (1) 収用の部分 愛知県岡崎市榎山町字二又、字雨ヶ城、字細田、字神馬口及び字広表地内
- (2) 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県岡崎市本宿西1丁目地内から同市榎山町字広表地内までの延長3,320mの区間（以下「岡崎額田バイパス」という。）及び愛知県岡崎市榎山町字二又地内から同市榎山町字広表地内までの延長650mの区間（以下「額田インターアクセス道路」という。）を全体計画区間とする「一般国道473号改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の新設又は改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うこととされているが、一般国道473号は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、改正法附則第3項の規定により、本件区間の存する愛知県が新設又は改築を行うことができることとされている。

また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、愛知県が管理を行うものである。

よって、愛知県は本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 473 号（以下「本路線」という。）は、愛知県蒲郡市から静岡県牧之原市までを結ぶ全長約 247.8 k mの主要幹線道路であるほか、「愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、平成 8 年 11 月 5 日に愛知県知事により第二次緊急輸送道路に指定されており、岡崎市内から三河山間部や蒲郡方面に向けた物流などに用いられる重要な路線である。

本路線が通過する愛知県岡崎市本宿西 1 丁目、本宿西 2 丁目、本宿町、上衣文町、大幡町、牧平町及び檜山町（以下「本地区」という。）は、山地と田園地帯の中間に位置する住宅地であり、平成 15 年には本地区に愛知県企業庁を事業主体として岡崎東部工業団地が整備され（開発面積 93.1ha）、自動車関連産業や金属製品製造業などの企業が順次操業を開始している。

本路線は、本地区と蒲郡市の中心部を結ぶ重要路線であるとともに、本路線と交差する国道 1 号を介して、西は岡崎市の中心部に、東は東三河地域の中心都市である豊橋市に至る、本地域にとって必要不可欠な幹線道路

である。また、本地区には、学校法人岡崎学園人間環境大学、岡崎市立本宿小学校等の教育施設も立地しており、本路線は地域住民の通勤、通学、消費活動等のための生活道路としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、本路線のうち本地区内の延長 3,500 m の現道区間は、縦断勾配が最大 7 % と急勾配な箇所が存在することや、曲線半径が 150 m に満たない屈曲部が存在し、大型車同士の離合が困難な箇所もある。

また、慢性的な渋滞や事故の多発で機能低下している高速自動車国道第一東海自動車道（以下「東名高速道路」という。）との交通機能の分担を図り、発生が予測されている東海地震などの大規模災害時には東名高速道路の代替路・緊急輸送路となる、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（以下「第二東名高速道路」という。）の整備が中日本高速道路株式会社により平成 27 年 3 月の完成に向けて進められているところである。第二東名高速道路では、本地区内における岡崎市榎山町地内において額田インターチェンジ（仮称）が計画されており、本路線が連結予定施設に位置付けられていることから、今後自動車交通の増加が予想されるものである。

本件事業の完成により、良好な線形を有する 4 車線道路の整備が図られ、第二東名高速道路の完成により増大が予想される交通量に対処できるとともに、本地区の幹線道路としての安全かつ円滑な交通の確保が可能となるものである。また、本地区から第二東名高速道路の利用が可能となることから、大都市圏へのアクセス性の向上が図られ、本地区の自動車交通の高速化及び定時性が確保され、地域の産業・経済の発展に寄与するものである。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響の検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質について環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業の全体計画区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物、文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業のうち、岡崎額田バイパスは、本地区の安全かつ円滑な交通の確保と広域交通ネットワークの確保を主な目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 3 種第 2 級の規格に基づく 4 車線の道路を建設する事業であり、額田インターアクセス道路は、第二東名高速道路の額田インターチェンジ（仮称）の A 規格ランプとして 2 方向分離 2 車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のうち岡崎額田バイパスの事業計画は、平成 19 年 4 月 6 日に都市計画決定された 3・4・40 都市計画道路本宿檜山線と法面部及び交差点の隅切部を起業地に含めた事を除き整合しているものである。額田インターアクセス道路のルートについては、市道沿いを市道に平行して通過する土地の改変が少ない現道沿いルート案（以下「申請案」という。）のほか、市道北側を通過する最短ルート案、市道南側を通過する最長ルート案の 3 案をもって検討が行われている。申請案を他の 2 案と比較すると、改築工事に必要な土地の面積及び工事施工時の土工量が最も少なく、工事施工が容易であり、事業費が最も安価であるなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には急勾配な箇所や屈曲部が存在するため、安全かつ円滑な交通の確保がされていない状況である。併せて現在整備が進められている第二東名高速道路の施行に伴い、本地区に建設予定である額田インターチェンジ（仮称）と本地区との連絡を図るもので、高速自動車国道の供用に合わせる必要がある。

また、地元市の長からなる国道 473 号整備促進協議会及び新東名高速道路建設促進協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛知県岡崎市役所